

事務連絡(保185)  
平成18年1月24日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木 満

入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額に対する医療費控除の取扱いについて

今般、標記につきまして厚生労働省保険局保険課および医療課より事務連絡が地方社会保険事務局長あてに発出されましたのでご連絡申し上げます。

「健康保険法等の一部を改正する法律」等に伴う入院時生活療養に係る生活療養標準負担額につきましては、平成18年9月15日付日医発第633号(保105)等にてご連絡申し上げたところでございます。今回の事務連絡は、従前の入院時食事療養標準負担額と同様、入院時生活療養に係る生活療養標準負担額についても医療費控除の対象となることを確認するものであります。

(添付資料)

1. 入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額に対する医療費控除の取扱いについて  
(平18.12.26 厚生労働省保険局保険課 厚生労働用保険局医療課 事務連絡)

事 務 連 絡  
平成18年12月26日

地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局医療課

入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額に対する医療費控除  
の取扱いについて

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年6月21日に公布された「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）においては、介護保険適用の療養病床に入所している者との食費及び居住費に係る負担の均衡を図るため、入院時生活療養費が保険給付として新たに創設されました。この入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額については、入院時食事療養費と同様に入院療養を受けるために必要なものであり、診療等を受けるため直接必要な費用であることから、法令及び所得税基本通達73-3に定める医療費控除の対象として取り扱うこととされたところであります。

なお、医療費控除額の具体的な算定対象は、「「医療費の内容の分かる領収書の交付について」等の一部改正について」（平成18年9月29日保発第0929004号）において示された別紙様式1及び2の「保険（食事・生活）」欄における負担額となります。

貴職におかれましては上記の取扱いについて御了知いただき、医療機関に対し、周知方よろしくお願いいたします。

(別紙様式1)

(医科診療報酬の例)

# 領 収 証

患者番号	氏 名
	様

請求期間 (入院の場合)
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受診科	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家	区分
			平成 年 月 日				

保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注 射	リハビリテーション	精神科専門療法	処 置	手 術	麻 酔	放射線治療
	点	点	点	点	点	点	点
	食事療養	生活療養					
	円	円					

保 険 外 負 担	保険外併用療養費	その他
	(内訳)	(内訳)

	保 険	保 険 (食事・生活)	保険外負担
合 計	円	円	円
負担額	円	円	円
領収額 合 計	円		

東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇  
 〇〇〇病院 〇 〇 〇 〇

領収印

(別紙様式2)

(歯科診療報酬の例)

# 領 収 証

患者番号	氏 名
	様

請求期間 (入院の場合)
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受診科	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家	区分
			平成 年 月 日				

保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注 射	リハビリテーション	処 置	手 術	麻 酔	放射線治療	菌冠修復及び欠損補綴
	点	点	点	点	点	点	点
	歯科矯正	食事療養	生活療養				
	点	円	円				

保 険 外 負 担	保険外併用療養費	その他
	(内訳)	(内訳)

	保 険	保 険 (食事・生活)	保険外負担
合 計	円	円	円
負担額	円	円	円
領収額 合 計	円		

東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇  
 〇〇〇病院 〇 〇 〇 〇

領収印